

平成29年6月2日
徳島労働局

徳島労働基準監督署における文書の紛失について

徳島労働局(局長 鈴木麻里子)は、徳島労働基準監督署(署長 西泉ひとみ)において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

徳島労働基準監督署(以下「徳島署」という。)において、建設リサイクル法に係る建設工事現場(以下「現場」という。)のパトロール(以下「パトロール」という。)に持参した建物解体工事に係る資料の写し(以下「工事資料」という。)を紛失するという事案が発生した。

当該工事資料には、A社、B社、C社の代表者氏名、電話番号及びC社の担当者氏名が記載されていた。

2 事実経過

(1) 平成29年5月24日、職員Dが現場のパトロールを終了し、官用車で徳島署に帰庁した後、徳島市から入手しパトロールに持参した工事資料の所在が不明であることが判明し、官用車内を捜索したが見当たらなかった。

なお、工事資料は、クリアファイルに入れて、バインダーに挟んでいた。

(2) 直ちに、職員D及び複数の職員で、署内及び官用車内を捜索したが発見できず、当該現場を出発した際に、官用車の屋根にバインダーを置いたまま発進させた可能性があるため、徳島署と現場間の経路も捜索したが発見できなかった。

(3) 同月25日、職員D及び複数の職員で、現場内部、現場近辺及び徳島署と現場の経路の路傍等も捜索したが発見できなかったため、紛失したものと判断した。

(4) 同日、同署安全衛生課長が徳島市役所担当部署に電話で経過説明を行った後、徳島市役所に訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了解を得た。

(5) 同日、安全衛生課長がC社の代表者に電話で経過説明を行った後、C社を訪問の上、事業主及び担当者に経過説明及び謝罪を行い、了解を得た。

また、安全衛生課長がA社の代表者及びB社の代表者に電話で経過説明を行い、訪問して経過説明等を行うことのできることを得た。

- (6) 同月26日、副署長及び安全衛生課長がA社を訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了解を得た。
- (7) 同月31日、副署長と安全衛生課長がB社を訪問し、代表者に経過説明及び謝罪を行った。

3 発生原因

- (1) 現場を離れる際、工事資料を挟んだバインダーを鞆に収納しなかったこと。
- (2) 手に持っていた個人情報に記載されている書類を、官用車に乗り込むために手元から離し、その状態に気付かずに官用車を発進させたこと。

4 再発防止対策

- (1) 徳島署においては、平成29年5月26日に、署長より非常勤職員を含む全職員に対し本事案についての経過説明を行うとともに、個人情報漏えい防止に係る基本動作の徹底と資料の庁外持出しを必要最小限として管理・確認を徹底するなどの再発防止策を指示した。
- (2) 徳島労働局においては、5月26日、健康安全課長より、局労働基準部各課室及び管下労働基準監督署職員に対して事案の説明を行い、持出し資料の管理の徹底を指示するとともに、6月2日に労働基準部長通達により、個人情報の入った書類の庁舎外持出しを必要最小限とするともに、事業場を離れる際の所持品確認等の徹底等を指示した。

また、6月2日に総務部長通達により、局内各部課室長、管下の労働基準監督署及び公共職業安定所に対して個人情報の庁舎外への持出しに係る管理・保管の徹底について指示した。

〔 担当 徳島労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 三木 洋一 〕